

○富士見町週休2日工事実施要領

令和6年3月5日

告示第33号

(趣旨)

第1条 この要領は、建設現場の働き方改革を推進し、建設業の持続的な担い手確保に資するため、週休2日工事の実施にあたり必要な事項を定める。

(週休2日工事の種類)

第2条 週休2日工事の種類は、以下のとおりとする。

- (1) 週単位(土日) 対象期間の全ての土・日曜日を現場閉所日とする工事(週の定義は月曜日から日曜日までとする)
- (2) 月単位 対象期間内の全ての月において、現場閉所率が28.5%以上となる工事
- (3) 通期 対象期間内において、現場閉所率が28.5%以上となる工事
- (4) 完全週休2日 対象期間の全ての土曜日、日曜日、祝日を現場閉所日とする工事

(用語の定義)

第3条 用語の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 「対象期間」とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間(基本12月29日から1月3日)、夏季休暇3日間(基本8月13日から15日)、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間及び発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含まない。
- (2) 「工事完成日」とは、片付けを含む現場作業が完了する日とする。
- (3) 「現場閉所日」とは、あらかじめ定めた休工日のことをいう。また、建築工事の場合、現場休息日を含むものとする。なお、降雨・降雪等による予定外の休工日も実際の現場閉所日数に含むものとする。
- (4) 「休工日」とは、1日を通していずれの現場作業(現場事務所での事務作業を含む)も実施しない日のことをいう。ただし、以下の行為は現場作業に該当しないものとする。
  - (ア) 通行規制に伴う交通誘導
  - (イ) 現場の安全確認(防犯、防火等)のための見回り
- (5) 「現場休息日」とは、分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、1日を通していずれかの現場作業(現場事務所での事務作業を含む)も実施しない日のことをいう。
- (6) 「現場施工期間」とは、直接工事費に計上されている工種等の実施に要する期間の

ことをいう。

- (7) 「週休2日の達成」とは、第5条に規定される取組を実施し、週単位(土日)、月単位、通期又は完全週休2日のいずれかを達成した場合のことをいう。

(対象工事)

第4条 町が入札公告等を行う全ての工事は、週単位(土日)の週休2日工事を原則とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外を基本とする。

- (1) 災害復旧等の緊急を要する工事
- (2) 現場施工期間が1週間未満の工事
- (3) その他、発注者が週休2日工事に適さないと判断した工事

(受注者の取組)

第5条 受注者は、建設業の働き方改革を推進する観点から、毎週土日の現場閉所が達成できるように取り組むものとする。

- 2 受注者は、施工計画書(建築工事の場合は総合施工計画書)に現場閉所日を明示し、実施する。
- 3 受注者は、現場閉所日として定めた日にやむを得ず作業を行う場合は、前日までに監督員と協議し承諾を得る。
- 4 受注者は、工事契約後、週休2日の対象としていた期間において、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間(工事事故等による不稼働期間、天災等による突発的な対応期間等をいう。)が生じる場合は、受発注者間で協議して週休2日の対象外とする期間を決定するとともに、変更施工計画書に明示する。なお、やむを得ず週休2日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間にするものとする。
- 5 受注者は、週休2日を実施する工事である旨を工事現場において明示する。

(発注者の取組)

第6条 発注者は、週休2日を実施する上で必要な工期の設定を行う。

- 2 発注者は、当初の予定価格において、直接工事費及び間接工事費を補正した額を計上する。この場合において、補正額については長野県の定める「週休2日工事実施要領」又は「長野県建築工事における週休2日工事実施要領」に準じる。
- 3 発注者は、公告文等及び現場説明事項・施工条件明示事項又は仕様書等に週休2日工事の対象工事である旨を記載する。
- 4 発注者は、あらかじめ週休2日の対象外とする内容に該当する期間について、現場説明事項・施工条件明示事項又は仕様書等に記載する。

- 5 監督員は、施工計画書により現場閉所日を確認する。
- 6 監督員は、受注者から前条第3項の協議があった場合、その理由が妥当と判断された場合に限りこれを承諾する。
- 7 監督員は、前条第5項の状況を確認する。
- 8 監督員は、工事記録等により現場閉所の実施状況を確認する。
- 9 発注者は、前条の規定に基づく週休2日の取組実績に応じて、直接工事費及び間接工事費を補正する。この場合において、第2項の規定は、補正額の算出について準用する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和7年9月9日告示第150号)

この要領は、令和7年10月1日より施行する。

附 則(令和8年1月26日告示第6号)

この要領は、令和8年4月1日から施行する。